



[G] 退職給付制度間移行の会計処理一覧表

制度移行等の種類	移行形態の分類	会計処理	会計処理の内容	会計処理を行う時点
DB型制度の廃止又は解散(退職金規程廃止、厚年基金解散、適年全部解除)	制度の全部終了	終了の会計処理	PBOの減少額と支払額との差額 全ての未認識債務 及びの純額を終了損益(特別損益)として一括損益処理する	制度廃止日 (=規程廃止の日、基金解散の日、適年全部解除の日)
DB型制度を過去分を含めてDC型制度(退職前払制度含む)へ移行	制度の一部終了のうち終了部分	終了の会計処理	PBOの減少額と支払額との差額 終了部分相当の未認識債務 及びの純額を終了損益(特別損益)として一括損益処理する	施行日 (=改訂された規程等が適用される日)
DB型制度を過去分を含めてDC型制度(退職前払制度含む)へ移行	制度の一部終了のうち継続部分	給付の増減額の会計処理	PBOの増減額を過去勤務債務として遅延認識する 未認識債務の遅延認識を継続する	改訂日 (=労使合意の結果、規程等の変更が決定され周知された日)
DB型制度の将来分のみをDC型制度(退職前払制度含む)へ移行	制度の継続	給付の増減額の会計処理	PBOの増減額を過去勤務債務として把握し、遅延認識 未認識債務の遅延認識を継続	改訂日 (上記参照)
大量退職(例: 概ね半年以内に30%程度のPBOが減少する場合)	制度の継続	給付の増減額の会計処理	PBOの増減額を過去勤務債務として把握し、遅延認識 未認識債務の遅延認識を継続	改訂日 (上記参照)
大量退職(例: 概ね半年以内に30%程度のPBOが減少する場合)	制度の一部終了に準じる(終了部分)	終了の会計処理	PBOの減少額と支払額との差額 終了部分相当の未認識債務 及びの純額を終了損益(特別損益)として一括損益処理する	大量退職の原因となる計画が具体的に実行されたという事実に基づいて、支払等の額が合理的に算定できる日
給付の大幅減額	制度の継続	終了の会計処理	注) 制度の継続として分類されるが、会計処理としては、制度の一部終了(上記参照)	改訂日 (上記参照)

【経過措置(適用指針15項)】 退職一時金制度からDCへ移行する場合であって、かつ、会計基準変更時差異の未処理残高が存在する場合、会計基準変更時差異未処理残高のうち終了部分相当額から利益相当額(=PBO減少額-DC移換額)を控除した残高について残存償却年数又は分割拠出年数の何れか短い年数によって定額償却を行うことができる

